## 浜松市教育委員会会議録

1 開催日時 令和4年4月26日(火) 14時00分~15時20分

 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階 教育委員会室

3 出席状況 出席者

教	育	長	宮	﨑	正	
教育長職務代理者			安	田	育	代
委		員	黒	栁	敏	江
委		員	田	中	佐和子	
委		員	神	谷	紀	彦
委		員	鈴	木	重	治

# (職員)

学校教育部長 田 中 孝太郎 学校教育部次長(教育総務課長) 山本卓司 学校教育部次長(教職員課長) 水野貫一 学校教育部参事(教育審議監) 小 畑 多佳子 指導課長 石 野 政 史 市立高等学校長 宮 田 治幸 教育総務課就学支援担当課長 影山和則 島田一孝 指導課教育総合支援担当課長 こども家庭部長 吉 積 慶 太 こども家庭部参事(幼児教育・保育課長) 松下直樹 幼児教育•保育課幼児教育指導担当課長 井 川 宜 彦 文化振興担当部長 嶋 野 聡 文化財課長 平 田 隆 創造都市 · 文化振興課生涯学習担当課長 鈴 木 一 有

#### (事務局職員)

教育総務課長補佐川 副 哲 士教育総務課総務グループ長笹 ケ 瀬 優教育総務課主任木 下 知 紗

- 4 傍聴者 1名
- 5 議事内容 別紙のとおり

- 6 会議録作成者 教育総務課 木下 知紗
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録 録音の有無 無

#### 8 会議記録

(教育長) 令和4年4月26日の浜松市教育委員会を開催する。 傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 1人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するということで、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

ただし、第 22 号議案及び第 23 号議案については、人事案件のため、非公開で行う こととするがよろしいか。

### (異議なし)

(教育長) それでは、一部非公開とする。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は黒栁委員と神谷委員にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が5件、報告が5件ある。第22号議案及び第23号議案は、非公開で行うため、報告事項の後に審議する。

最初に、第19号議案「浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の勤務時間の割振り等に関する基準の一部改正について」教職員課から説明をお願いする。

(教職員課長)第19号議案「浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の勤務時間の割振り等に関する基準の一部改正について」説明する。1から2ページに議案として改正前後の対照表を記載しているが、3ページの議案の説明資料に沿って説明する。提案理由は、浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定を踏まえ、週休日の振替等及び休日の変更等について、その要件を見直すものである。改正内容は、平成29年に静岡県から権限移譲された際に、週休日の振替等及び休日の変更等について、静岡県の取扱いに合わせていたが、浜松市の取扱いに合わせることで、制度の統一を図るものである。なお、今回の改正により、休日の変更等の対象業務を週休日の振替等に合わせるかたちで同一のものとする。この告示は、公表の翌日に施

行し、同日以後に勤務を命じられる休日について適用する。 説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第20号議案「浜松市いじめ問題第三者委員の委嘱について」指導課から説明 をお願いする。

(指導課長)第20号議案「浜松市いじめ問題第三者委員の委嘱について」説明する。7ページの議案の説明資料をご覧いただきたい。提案理由は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき設置するいじめ問題第三者委員会の委員を新たに委嘱するものである。委員は5人で男女比は3対2、任期は議決日から教育委員会の諮問にかかる事項の調査審議終了までである。選出区分は、法律学、医学又は心理学に関する専門的知識を有する者、その他教育委員会が特に必要と認める者から委員を選出する。根拠法令は、いじめ防止対策推進法及び浜松市いじめ問題第三者委員会条例である。開催内容は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策や、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査に関することを調査審議する。5ページをご覧いただきたい。浜松市いじめ問題第三者委員の案である。選出にあたっては、公平性、中立性を確保するために、県外の委員や職能団体から推薦をいただいている。説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員)委員を選出するのに苦慮されたと思うが、各団体からふさわしい方を推薦いただいたと信じている。機動力の点で何かあったときに即時に動けることが大事と考えるが、市内在住者はどのくらいいるか。

(指導課長) 県外が1人、県内が1人、残りの3人は、市内在住者である。オンラインも活用しながら機動性を確保していきたい。

(田中委員) 学識経験者の委員について経歴等を教えてほしい。

(指導課長) いじめに関して学識があり、中央研修という教員向け研修において講師

をしている。文部科学省の仕事も受けていたと聞いている。

(鈴木委員) 丹羽氏は、こどもの権利委員会や親子問題、労働法制等に関心が高い方であるため、適任と考える。

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 21 号議案「第 37 期浜松市社会教育委員の委嘱について」創造都市・文化 振興課から説明をお願いする。

(生涯学習担当課長)第21号議案「第37期浜松市社会教育委員の委嘱について」説明する。11ページの議案の説明資料をご覧いただきたい。令和元年4月1日から令和4年3月31日までの第36期社会教育委員の任期満了に伴い、第37期社会教育委員を委嘱するものである。浜松市社会教育委員条例第2条により、委員は学校教育、社会教育、家庭教育並びに学識経験者から委嘱すると規定していることから、各分野で活躍している方を選出した。再任が5人、新任が5人で、男女比は4対6である。任期は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間である。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 年齢構成はどうなっているか。

(生涯学習担当課長) 30 代から 70 代までである。

(安田委員) 委員の年齢が分散していることは良いことである。

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。 ここで、報告事項に移る。

(報告)

ア 令和4年度全国学力・学習状況調査について

(指導課)

イ 令和3年度浜松市立高等学校の部活動と進路等の状況について(市立高等学校)

ウ 令和4年度浜松市立幼稚園園児数について (幼児教育・保育課) エ 令和4年度浜松市立小中学校児童・生徒数について (教育総務課) オ 博物館の事業について (文化財課)

# (議案)※非公開

第 22 号議案 教職員の人事について (教職員課) 第 23 号議案 退職手当の支給制限について (教職員課)

(教育長)以上で、本日の教育委員会を終了する。